２　区分番号Ｊ１０９に掲げる広範囲顎骨支持型装置埋入手術の実施範囲が３分の１顎未満である場合は、１の所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。

３　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

（その他の技術）

Ｍ０２６　補綴（つづり）隙（１個につき）　50点

注　保険医療材料料は、所定点数に含まれるものとする。

Ｍ０２７及びＭ０２８　削除

（修理）

Ｍ０２９　有床義歯修理（１床につき）　234点

注１　新たに製作した有床義歯を装着した日から起算して６月以内に当該有床義歯の修理を行った場合は、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。

２　保険医療材料料（人工歯料を除く。）は、所定点数に含まれる。

３　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、患者の求めに応じて、破損した有床義歯を預かった当日に修理を行い、当該義歯を装着した場合は、歯科技工加算１として、１床につき50点を所定点数に加算する。

４　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、患者の求めに応じて、破損した有床義歯を預かって修理を行い、預かった日の翌日に当該義歯を装着した場合は、歯科技工加算２として、１床につき30点を所定点数に加算する。

Ｍ０３０　有床義歯内面適合法

１　硬質材料を用いる場合

イ　局部義歯（１床につき）

⑴　１歯から４歯まで　210点

⑵　５歯から８歯まで　260点

⑶　９歯から11歯まで　360点

⑷　12歯から14歯まで　560点

ロ　総義歯（１顎につき）　770点

２　軟質材料を用いる場合（１顎につき）　1,400点

注１　２については、下顎総義歯に限る。

２　新たに製作した有床義歯を装着した日から起算して６月以内に当該有床義歯の有床義歯内面適合法を行った場合は、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。

３　保険医療材料料（人工歯料を除く。）は、所定点数に含まれる。

Ｍ０３１からＭ０３３まで　削除

Ｍ０３４　歯冠補綴（つづり）物修理（１歯につき）　70点

注　保険医療材料料（人工歯料を除く。）は、所定点数に含まれる。

Ｍ０３５からＭ０４０まで　削除

Ｍ０４１　広範囲顎骨支持型補綴（つづり）物修理（１装置につき）　1,200点

注　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

第２節　削除

第３節　特定保険医療材料料

区分

Ｍ１００　特定保険医療材料　材料価格を10円で除して得た点数

注　使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。

第13部　歯科矯正

通則

１　歯科矯正の費用は、特に規定する場合を除き、第１節の各区分の所定点数及び第２節に掲げる特定保険医療材料（別に厚生労働大臣が定める保険医療材料をいう。以下この部において同じ。）の所定点数を合算した点数により算定する。

２　第13部に掲げられていない歯科矯正であって特殊な歯科矯正の費用は、第13部に掲げられている歯科矯正のうちで最も近似する歯科矯正の各区分の所定点数により算定する。

第１節　歯科矯正料

区分

Ｎ０００　歯科矯正診断料　1,500点

注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、治療計画書を作成し、患者に対し文書により提供した場合に算定する。

２　歯科矯正診断料は、歯科矯正を開始するとき、動的処置を開始するとき、マルチブラケット法を開始するとき、保定を開始するとき及び顎切除等の手術を実施するときに、それぞれ１回を限度として算定する。

３　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｎ００１　顎口腔（こう）機能診断料　2,300点

注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、顎変形症に係る顎口腔（こう）機能診断を行い、治療計画書を顎離断等の手術を担当する保険医療機関と連携して作成し、患者に対し文書により提供した場合に算定する。

２　顎口腔（こう）機能診断料は、歯科矯正を開始するとき、動的処置を開始するとき、マルチブラケット法を開始するとき、顎離断等の手術を開始するとき及び保定を開始するときに、それぞれ１回を限度として算定する。

３　区分番号Ｎ０００に掲げる歯科矯正診断の費用及び保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｎ００２　歯科矯正管理料　240点

注１　区分番号Ｎ０００に掲げる歯科矯正診断料の注１又は区分番号Ｎ００１に掲げる顎口腔（こう）機能診断料の注１に規定する治療計画書に基づき、計画的な歯科矯正管理を継続して行った場合であって、当該保険医療機関において動的治療が開始された患者に対し、療養上必要な指導を行うとともに経過模型による歯の移動等の管理を行った上で、具体的な指導管理の内容について文書により提供したときに、区分番号Ａ０００に掲げる初診料を算定した日の属する月の翌月以降月１回を限度として算定する。

２　区分番号Ｂ０００－４に掲げる歯科疾患管理料、区分番号Ｂ０００－６に掲げる周術期口腔（こう）機能管理料⑴、区分番号Ｂ０００－７に掲げる周術期口腔（こう）機能管理料⑵、区分番号Ｂ０００－８に掲げる周術期口腔（こう）機能管理料⑶又は区分番号Ｃ００１－３に掲げる歯科疾患在宅療養管理料を算定している患者に対して行った歯科矯正管理の費用は、別に算定できない。

３　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｎ００３　歯科矯正セファログラム（一連につき）　300点

注　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｎ００４　模型調製（１組につき）

１　平行模型　500点

２　予測模型　300点

注１　１については、歯科矯正を開始したとき、動的処置を開始したとき、マルチブラケット法を開始したとき、顎離断等の手術を開始したとき及び保定を開始したときに、それぞれ１回を限度として算定する。

２　１について、顎態模型を調製した場合は、200点を所定点数に加算する。

３　２については、予測歯１歯につき60点を所定点数に加算する。

４　印象採得料、咬（こう）合採得料及び保険医療材料料は、所定点数に含まれる。